

旧資金運用部資金
 旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金 } 補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

注 にレを付けること。

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：遠野市下水道事業特別会計

事業名	公共下水道、特定環境保全公共下水道（下水道事業）		
事業開始年月日	平成3年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	遠野市	職員数* (H20. 4. 1現在)	7人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費	487円 (H18年度)	公営企業債現在高 (百万円)	7,445 (H19年度)
累積欠損金 (百万円)	0 (H19年度)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0 (H19年度)
不良債務 (百万円)	0 (H19年度)	財政力指数*	0.26 (H18年度)
資金不足比率 (%)	0 (H19年度)	実質公債費比率* (%)	18.7 (H18年度)
		経常収支比率* (%)	85.4 (H18年度)

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年10月1日 合併前市町村：遠野市、宮守村] 遠野市下水道事業特別会計と宮守村公共下水道特別会計が統合し、宮守村公共下水道特別会計に含まれていた浄化槽事業は、新たに浄化槽事業特別会計として独立した。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	遠野市公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成20年度から平成24年度
計画策定責任者	遠野市長 本田 敏秋
既存計画との関係	遠野市総合計画及び遠野市汚水処理基本計画に基づき推進
公表の方法等	議会への説明、市広報及び市ホームページ
基本方針	遠野市は「永遠の日本のふるさと」を標榜し、公衆衛生の向上と共に自然環境及び生活環境の改善を図るため下水道施設を整備してその普及を進めてきており、平成18年度に策定した遠野市総合計画においては、平成22年度までに汚水処理整備率を58.8%とすることを目指している。 平成18年度からの健全財政5か年計画のもと、面的整備の促進によって普及率を高め、さらなる啓発活動によって水洗化人口の拡大による使用料収入の増収に努めると共に、維持管理費の削減を図りながら経営の適切化と安定化を図っていく。 本計画の議会への説明については、12月議会を予定している。

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	58.7			58.7
	補償金免除額	12.6			12.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	(14.6)			(14.6)

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として（ ）書きで記入すること（以下、6において同じ。）。

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	58,653.3			58,653.3
合 計 (A)		58,653.3			58,653.3
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		58,653.3			58,653.3

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち一般 会計負担分(再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	(14,570.9)			(14,570.9)
合 計 (A)		(14,570.9)			(14,570.9)
※上記のうち一般 会計負担分(再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		(14,570.9)			(14,570.9)

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰上基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰出金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	平成8年の供用開始以降一度も料金の改定を行っていないほか、高齢者世帯の増大により水洗化率が伸び悩んでおり、使用料収入が十分とは言えないため、公債費に対する一般会計繰入金の充当割合が高くなっている。
経営課題	課題 ① 使用料収入の確保 低所得者が多く、料金改定が市民の生活苦につながる危険があるため、議案提出には慎重を要する。
	課題 ② 水洗化の促進 高齢者のみの世帯が多く、水洗化の必要性を認識してもらうことが難しい。
	課題 ③ 維持管理費の削減 処理場の管理運営は民間に業務委託を行うなど維持管理費の削減には努力しているが、経費抑制による経営健全化には限界がある。
	課題 ④ 民間手法の導入による効率的経営の推進 行政中心、お役所主導のもの見方・考え方が地域に根付いているため、民間の手法は浸透しにくい。
	課題 ⑤ 受益者負担金滞納分の収納率向上 受益者負担金は一人当たりの金額が大きいため、滞納額が毎年100万円以上増えていく。
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	309	321	337	336	332	324	338	292	285	277	270
	(1) 営 業 収 益 (B)	87	96	101	111	117	116	125	142	149	153	157
	ア 料 金 収 入	87	96	101	111	117	116	125	142	149	153	157
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 収 益	222	225	236	225	215	208	213	150	136	124	113
	ア 他 会 計 繰 入 金	206	212	202	222	201	198	205	144	131	120	110
	イ そ の 他	16	13	34	3	14	10	8	6	5	4	3
	2 総 費 用 (D)	302	302	294	297	314	315	324	292	285	277	270
	(1) 営 業 費 用	99	99	91	90	99	108	115	107	108	108	109
ア 職 員 給 与 費	23	17	14	9	8	13	9	9	9	9	9	
ウ ち 退 職 手 当	3	2	2	1	1	2	4	1	1	1	1	
イ そ の 他	76	82	77	81	91	95	106	98	99	99	100	
(2) 営 業 外 費 用	203	203	203	207	215	207	209	185	177	169	161	
ア 支 払 利 息	194	194	194	193	192	190	194	177	169	161	153	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他	9	9	9	14	23	17	15	8	8	8	8	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	7	19	43	39	18	9	14	0	0	0	0	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,004	965	736	684	728	511	696	677	847	842	814
	(1) 地 方 債	365	353	248	255	251	138	192	241	341	310	222
	(2) 他 会 計 補 助 金	247	245	244	243	290	212	314	259	292	332	414
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	334	315	181	139	132	115	145	136	183	161	158
	(6) 工 事 負 担 金	53	47	58	41	55	46	45	41	31	39	20
	(7) そ の 他	5	5	5	6	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,017	985	741	723	723	567	697	677	847	842	814
	(1) 建 設 改 良 費	800	745	501	460	454	277	422	391	552	542	500
ウ ち 職 員 給 与 費	59	45	45	51	52	27	50	45	45	45	40	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	217	240	240	263	269	290	275	286	295	300	314	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-13	-20	-5	-39	5	-56	-1	0	0	0	0	

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)		
資金不足比率 (%) (再掲)												
料金回収率※ (%)	31.6	30.7	31.3	27.1	26.0	25.8	29.4	33.7	34.6	34.9	34.3	
総収支比率(法適用) (%)												
経常収支比率(法適用) (%)												
営業収支比率(法適用) (%)												
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)												
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	59.5	59.2	63.1	60.0	56.9	53.6	56.3	50.5	49.1	48.0	46.2	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)												
繰入金比率	収益的収入分 (%)	66.7	66.0	59.9	66.1	60.5	61.1	59.8	49.3	46.0	43.3	40.7
	うち基準内繰入金 (%)	42.1	42.1	37.4	21.1	22.3	32.1	30.0	34.9	37.2	37.4	34.5
	うち基準外繰入金 (%)	24.6	24.0	22.6	44.9	38.2	29.0	14.4	14.4	8.8	5.8	6.3
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)											
	うち赤字補てん的なもの (%)											
	資本的収入分 (%)	24.6	25.4	33.2	35.5	39.8	41.5	38.3	38.3	34.6	39.5	50.9
	うち基準内繰入金 (%)	10.2	10.4	9.9	9.2	6.3	6.9	5.0	4.1	2.0	0.7	0.4
	うち基準外繰入金 (%)	14.4	15.0	23.2	26.3	33.5	34.6	33.9	34.2	32.5	38.8	50.6
うち赤字補てん的なもの (%)												

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	下水道使用料は、供用開始当初、長期経営計画に基づいて施設の維持管理費及び起債の償還を考慮し、他市町村とのバランスに配慮しながら算定したが、その後一度も料金改定を行っていないため低水準となっている。 平成21年度以降は、適正な水準の維持に努めるため、定期的に料金の見直し作業を行っていくこととし、最初の改定率を10%程度と見込んで収入を安定させる試算をしているが、市民の負担増が過剰となることのないよう、十分に検討を図りたい。
2 他会計繰入金の見込み	使用料の改定に伴い、収益的収支分の繰入金は減っていくが、建設工事に係る地方債の発行がまだ終わらないことから、資本的収支分の繰入金はもう数年増加が続く。しかしながら、建設工事は収束期を迎えており、平成26年度をピークとして資本的収支に係る繰入金も減少に転じる見込みである。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	無し
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	市職員が自分の住む地域の未納者宅に各種催告書を届ける「遠野市収納対策プロジェクト」の効果により、一人の滞納額が巨額になることは防がれている。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	③ ③ ③ ③ ③ ③	市村合併後は、毎年20人近い退職者に対し、新採用を4～5人に抑え、順調に職員を減らしている。 国家公務員の給与構造改革の趣旨に沿って、給与条例等の所要の改正を行い、平成18年4月1日に施行した。今後は、人事評価制度を効果的に運用できる体制を整備し、遠野市人材育成基本方針に基づき、人材育成に取り組む。なお、地域手当については、国の基準で支給地域外であるため、支給の制度は設けていない。 国家公務員の給与制度を適用しているところであり、今後も国及び県の見直しの状況を踏まえた改正を検討したい。取組状況については、毎年実施している給与公表の中で公表する。 勸奨退職者の特別昇給を実施しているところであるが、これは、定員管理計画、集中改革プラン、健全財政5ヵ年計画に基づき職員数の削減を推し進めるための有効な手段と考えている。しかしながら、本制度については近年の公務員給与情勢を勘案し、その廃止の時期を検討していく。 健康保険及び福利厚生事業については、市町村職員共済組合及び市町村職員互助会に加入し、県内の市町村で共同処理を行っている。また、独自の福利厚生事業については、庁内に組織化をして実施しているが、事業主の負担額を抑制する見直しを行っており、今後も継続して見直しする予定である。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	③ ④ ③ ④	ミスコピー紙の再利用やペーパーレス化の徹底等により物件費の節減を図ると共に、常に情報に耳を傾け、より少ない経費で効果的な事業運営ができるシステムや設備の導入を行っていく。 平成16年度に遠野浄化センターから市職員を引き上げて維持管理業務を民間委託としたが、指定管理者制度又は包括的民間委託などの導入についても随時検討を重ねていく。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	①	
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	平成21年度以降、10%程度の改定からスタートし、定期的に料金の見直し作業を行って適正な料金水準の維持に努めていくが、市民にとって急激な負担増とならないよう十分に検討を重ねる。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	② ④ ⑤	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	② ⑤	市の広報やホームページ及び遠野テレビにおいて情報を公開するとともに、「産業まつり」や「ふれあい環境展」において水洗化についてのPRを行っている。
○ 行政評価の導入	④	行政評価については、事務事業評価を行い、事業の改善を図っている。
5 その他	⑤	「遠野市収納対策プロジェクト」により、部課を越えて職員が地域を分担し、未納者宅に各種の催告書を直接届けている。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	定員管理計画では平成24年度の職員数の目標を408人としているが、平成17年度以降予定を上回る退職者があり、職員の削減は順調に推移している。集中改革プランでは下水道事業における平成22年度の目標は8人となっているが、平成20年度においてこの目標は既にクリアされている。 (経営課題③・IV-1に該当)
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金は発生していないが、料金改定の実施及び定期的な見直しとともに、さらなる民間委託の推進について議論を重ね、維持管理費の縮減によって経営の安定化を図っていく。 (経営課題①・IV-3及び経営課題④・IV-2に該当)
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	使用料の改定と繰上償還の実施に加え、財務状況をはじめとする各種の情報公開を進め、水洗化の効果についてのPR活動及び滞納対策を強化し、収益的収支における基準外繰出しを解消の方向へ向けていく。 (経営課題②・IV-4及び経営課題⑤・IV-5に該当)
4 その他	21年度八幡地区、22年度踊鹿地区、23年度遠野町、24年度稲荷下第二地区が供用開始となることから、有収水量は確実に増加していくことが見込まれるが、これらの地域の水水洗化促進により、使用料収入の安定化を図る。 (経営課題①及び②・IV-3に該当)

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年度の間に実施したものに限り)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じた改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること(旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあっては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。))。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画2年度)	平成22年度 (計画3年度)	平成23年度 (計画4年度)	平成24年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	9,683	10,217	10,480	11,210	11,682		12,041	12,250	12,400	12,500	12,600		
	A 増減		534	263	730	472	1,999	359	208	150	100	100	558	
	水洗便所設置済人口(人)	6,440	6,703	7,042	7,724	8,110		8,443	8,942	9,389	9,858	10,351		
	B 増減		263	339	682	396	1,670	333	426	447	469	493	1,835	
	水洗化率(%)	66.5	65.6	67.2	68.9	69.4		70.1	73.0	76.0	79.0	82.0		
	C 増減		-0.9	1.6	1.7	0.5	2.9	0.7	2.0	3.0	3.0	3.0	11.0	
	有収水量(m ³)	582,577	637,875	679,094	742,580	778,761		772,554	858,584	901,513	928,559	956,415		
	D 増減		55,298	41,219	63,486	36,181	196,184	-6,207	40,885	42,929	27,045	27,857	138,716	
	② 使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量)	149	150	149	150	150		150	165	165	165	165		
	E 増減		1	-1	1	0	0	0	2	12	0	0	12	
③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)									10.0	10.0			10.0	
F 増減														
④ 収納率(%)	99.1	99.3	98.5	99.0	99.0		98.9	99.1	99.2	99.3	99.4	99.5		
G 増減		0.2	-0.8	0.5	0.0	-0.1	-0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4	
⑤ その他()														
H 増減														
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)	8,679	10,614	12,667	15,917	16,641		19,278	23,667	24,833	25,500	31,400		
	増減		1,935	2,053	3,250	724	7,962	2,637	5,667	1,166	667	5,900	13,400	
	職員数(人)	10	9	8	7	7		6	6	6	6	5		
	増減		-1	-1	-1	0	-2	-1	0	0	0	-1	-1	
	管理運営費(千円)	577,844	586,731	578,358	610,692	634,419		631,162	624,596	627,045	624,774	625,522		
	I 増減		8,887	-8,373	32,334	23,727	56,575	-3,257	-15,644	-25,467	2,449	-2,271	748	-24,541
	⑥ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	60	57	55	54	54		52	51	51	50	50		
	J 増減		-2	-2	-1	-8	-5	-2	9	-3	-1	-1	-4	
	⑦ 汚水処理原価(円/m ³) (汚水処理経費/有収水量)	472	488	476	554	576		582	525	490	473	481		
	K 増減		16	-12	78	22	104	6	-61	-35	-13	-4	8	-44
⑧ 汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	171	159	139	132	151		152	123	119	115	113			
L 増減		-12	-20	-7	19	-20	-1	-12	-16	-4	-4	-2	-26	
⑨ その他()														
M 増減														
⑩ 使用料回収率(%) (E/K×100)	31.6	30.7	31.3	27.1	26.0		25.8	29.1	33.7	34.6	34.9	34.3		
増減		-0.9	0.6	-4.2	-1.3		-0.2	3.1	4.6	0.9	0.3	-0.6		
⑪ 累積欠損金比率(%)														
⑫ 企業債現在高(百万円)	7,345	7,468	7,472	7,464	7,445		7,294	7,362	7,317	7,362	7,371	7,278		
増減		123	4	-8	-19		-151	-63	-43	45	9	-33		
収入の確保	使用料収入	86,747	95,488	101,310	111,387	116,462		115,644	142,007	148,707	152,929	157,577		
	改善額		8,741	5,822	10,077	5,075	29,715	-818	25,545	32,245	36,467	41,115	135,372	
	①有収水量の増加		8,550	5,822	9,520	5,075	28,967	-693	15,278	21,829	25,898	30,388	93,393	
	②使用料の適正化							10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000	
	③収納率の向上		191		557		748	-125	267	416	569	727	1,979	
④その他()														
改善額														
経営の効率化	管理運営費	577,844	586,731	578,358	610,692	634,419		631,162	624,596	627,045	624,774	625,522		
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	571,337	580,471	571,424	603,817	627,492		626,278	618,846	621,295	619,024	620,732		
	改善額		-9,134	9,047	-32,393	-23,675	-56,155	1,214	8,646	6,197	8,468	6,760	30,071	
	⑤職員給与と費の適正化		19,888	2,681	-2,522	-244	19,803	14,259	6,563	6,563	6,563	11,563	31,252	
	維持管理費(上記以外)の適正化		-29,022	6,366	-29,871	-23,431	-75,958	-13,045	2,083	-366	1,905	-4,803	-1,181	
	うち職員給与と費中の退職手当	6,507	6,260	6,934	6,875	6,927		4,884	5,750	5,750	5,750	4,790		
	⑥その他()													
改善額														
計画前5年間改善額 合計							-26,440							
改善額 合計												165,443		
(参考) 補償金免除額												12,528		

- 計画前年度において使用料単価150円/m³(20m²当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。
- 「経営の効率化」の各年度の「職員数(人)」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。
- 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

○ 使用料適正化の考え方

現在の使用料は供用開始以来一度も改定していないため適正とは言えない状況にある。平成21年度以降は、10%程度の改定を皮切りに定期的に料金の見直し作業を実施し、適正な料金水準の維持に努めていくが、市民の負担が過剰にならないよう十分検討を重ねる。